

# 令和5年7月豪雨災害対応 検証報告

## ○ 令和6年3月末からの更新項目のみ抜粋版

No.5 被害概況の調査・集約要領について

No.6 災害時の広報要領について

No.13 対応体制（災害対策本部等）について

No.28 災害廃棄物処理計画について

No.29 災害廃棄物の収集方針について

No.31 罹災証明書の発行手順について

No.33 要配慮者への対応について

No.36 在宅被災者の健康状態等の把握について

No.38 被災者情報の共有について

令和6年8月

令和5年7月豪雨災害対応検証委員会

## 検証項目の報告

検証項目		No	情報収集・分析・発信	被害概況の調査・集約要領について
		5		
1	現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害の概況把握 災害の全体像を把握するために、浸水被害等の市民からの電話や道路冠水などの把握した被害状況を地図にプロットし、小字単位で囲んだ地域を推定被害地域とし、その居住者を推定被害者数とした。(7月18日作成: 32,435世帯、64,603人)</li> <li>・被害認定調査等               <ul style="list-style-type: none"> <li>・7/18～ 申請のあった方の調査開始 (18・19日は2名×5組)</li> <li>・7/20～ 家屋被害調査 200人体制 (7月中で地域を2巡)</li> <li>・8/8～ 被害認定調査開始 150人体制</li> </ul> </li> </ul> <p>【参考】9月大雨時の被害の概況調査</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 9/20 13:00～ 24名12組で実施</li> <li>2 被害報告の地域+職員の情報地域 (約2,500世帯分を3時間半)</li> </ol>		
2	課題 ・問題点	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害の概況把握および被害の概況調査 7月の災害では被害の概況(規模感)の把握について、現地調査は行わず図上検討し、被害の大きい地域の選定などに時間を要した。</li> <li>2 被害認定調査およびその他支援に必要な調査 罹災証明書発行に必要な申請受付と被害認定調査を同時に行ったことから罹災証明書発行までに時間を要した。また、調査の応援(庁内)職員が日替わりであったことから、調査内容を毎日説明したが、職員の習熟度を深められず、調査の進行に影響があった。 罹災証明書発行に必要な被害認定調査は、内閣府基準に基づいて行うが、その他災害見舞金、生活再建支援金、義援金等の支援にはさらに必要な項目があることから、再調査の必要性が生じた。</li> </ol>		
3	検討内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害の概況把握および被害の概況調査           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 9月の大雨の際は、被害の概況調査と罹災証明に必要な被害認定調査を切り離して行っており、その要領を基に検討する。</li> <li>(2) 調査に入るための、概ねの地域を選定する要領について検討する。</li> <li>(3) 7月豪雨と同規模の災害とした場合の編成(人員・車両等)を検討する。</li> </ol> </li> <li>2 被害認定調査およびその他支援に必要な調査           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 被害認定調査のほかに必要な支援のための調査を効率的に行うための手順や調査項目等について検討する。</li> <li>(2) 調査における必要人員や他自治体からの応援職員の受入れ体制、大規模な調査人員を運用する体制等について検討する。</li> </ol> </li> </ol>		

次ページ

4	検討結果	<p>1 被害の概況把握および被害の概況調査</p> <p>(1) 市域の被災の概況を把握し、被害認定調査の優先地域や体制構築のため、家屋の被害認定調査に先立ち、被害の概況（概ねの床上・床下・被害なしの地域を区分）を把握する調査を全庁体制で行う。</p> <p>(2) 市民からの電話、職員（家族含む）の被害状況、道路の冠水状況から調査地域の優先順を定める。</p> <p>(3) 発災後で使用できる公用車は、7月豪雨の状況から当初2～3日は約10台、その後は20～22台程度（マイクロバス2台含む）と見積もられ、調査は車両数に見合う人員（1台につき2～4名）により調査を開始し、使用できる車両の増加に伴い、調査員を増員する。</p> <p>調査は災害の沈静後、速やかに開始し、7月豪雨の規模の災害においては4～5日間程度で概況調査の終了を目途とする。</p> <p>2 被害認定調査およびその他支援に必要な調査</p> <p>(1) 罹災証明書の発行のほか、災害見舞金等各種支援事業のため、被害の概況調査に引き続き、全庁体制（概況調査とは別体制）により家屋の被害認定調査（1次調査および2次調査）とその他支援に必要な調査を併せて行う。</p> <p>ア 1次調査</p> <p>(ア) 2週間程度での終了を目途に最大限の動員を充てる。</p> <p>(イ) 家屋の床上浸水、床下浸水および全壊について調査票（内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」による。）に基づき調査し、住家の床上浸水については2次調査に移行し、その他は1次調査で終了する。</p> <p>(ウ) 床下被害の調査記録は、見舞金等の支給根拠に活用する。</p> <p>(エ) 住家以外の調査記録は、商工事業者の建物調査に活用する。</p> <p>イ 2次調査</p> <p>(ア) 床上浸水の細部を調査票に基づき、i P a d等を用いて調査する。</p> <p>(イ) 災害見舞金等の支給に必要な細部の情報については、罹災証明書交付申請書の見直しを図り、申請書を用いて現地で住人等に確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯員の状況（全員：別世帯の場合は、電気・ガス・水道メーターを含む）</li> <li>・家屋の所有（持ち家・借家）</li> <li>・自己判定方式の確認欄の追加など</li> </ul> <p>(ウ) 罹災証明に必要な被害認定調査等のマニュアルとその他支援に必要な調査のマニュアルを一体的に活用できるよう見直す。また、本検討後に、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」において、内水氾濫における住家の床上浸水については、1次調査の浸水深のみで判定できるよう改定されたことから、今後その内容について被害認定調査マニュアルに反映させる。</p>
---	------	---

追加

次ページ

4	検討結果	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>(2) 調査の必要人員や応援職員の受入れについて被害認定調査マニュアルに反映させるとともに、調査人員を運用する体制については、引き続き検討する。</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(2) 被害認定調査の必要人員（庁内外の応援職員）および運用体制について、被害認定調査マニュアルに反映させる。</p> </div>	<p>原文</p> <p>修正</p>
5	修正計画等	秋田市地域防災計画 被害認定調査等のマニュアル	

## 検証項目の報告

検証項目		No	情報収集・分析・発信	災害時の広報要領について
		6		
1	現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋の被害調査時に本市の支援情報の問い合わせ先一覧等を配布したほか、広報あきたや秋田市ホームページなどに支援情報を掲載した。</li> <li>・各種支援情報は、秋田市ホームページに掲載した。</li> </ul>		
2	課題 ・問題点	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報発信のタイミングが市民の求めに合っていない、支援情報が行き届いていないなどの声が寄せられた。</li> <li>2 ホームページへの各課ごとの掲載など、発信情報がバラバラで分かりづらいという声があった。</li> <li>3 被災者が求める情報をどのように発信するのか、体系化ができていない。</li> </ol>		
3	検討内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報発信のタイミングと周知媒体を検討する。</li> <li>2 情報発信する内容を整理し、統一感のあるホームページの一覧画面とできないか検討する。</li> <li>3 被災者が求める情報を発信する体系を検討する。</li> </ol>		
4	検討結果	<p><b>【情報を1箇所に集約し発信の指示系統を明確化することが重要】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報発信のタイミングと周知媒体について               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 即時性の高い情報は、防災メール、Lアラート、ホームページ・SNSで対応する。</li> <li>(2) その他、各種減免、支援金・見舞金、家屋の消毒、ごみの処分等の支援制度関係の情報は、ホームページ・SNS・市政テレビ・市政ラジオ・広報あきた（臨時号、通常号）・魁広報板・新聞広告で対応するほか、報道機関と連携し、市民に必要な情報を提供する。</li> </ol> </li> </ol> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="color: blue;">広報あきた臨時号の制作から配布までの期間、市政テレビ・市政ラジオの番組制作の期間は、今後検討する。</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="color: red;">広報あきた臨時号、市政テレビ・市政ラジオの番組は、その情報の緊急度・重要度に応じて、発災後、1週間から3ヶ月の期間内に制作し、配布、放送する。</p> </div>		

原文

修正

次ページ

		<p>2 7月の豪雨以降、ホームページの一覧画面の検証を重ねてきており、各課が作成した支援情報等を一覧画面に掲載した（添付資料参照）。 また、ホームページ更新のスピードアップを図るため、支援情報を掲載する課での更新を可能とする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>発信する情報の優先順位の決定（避難所開設情報、幹線道路の通行止め情報・トンネルや橋の状況を優先に）や最新情報への更新の必要性等を把握・管理し指示する者を置くことを引き続き検討する。</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>発信する情報の優先順位（避難所開設情報、幹線道路の通行止め情報等）や更新の必要性等を判断する役割を災害対策本部事務局（検証 No13 で検討）に割り当てる。</p> </div> <p>3 情報発信媒体・手法は、インターネット（公式ホームページ、SNS（X、Facebook、LINE、YouTube等）、テレビ、ラジオ、紙（広報あきた、新聞等）とする。</p> <p>(1) インターネット トップページアップ後、各種SNSで発信（リンク貼付）</p> <p>(2) テレビ、ラジオ 現在放送している市政テレビ、ラジオの枠を活用</p> <p>(3) 紙（広報あきた） 全戸配布、避難所等へ掲示（高齢者も見やすいよう、字を大きく、内容を簡潔にする。）</p> <p>(4) 紙（新聞） 魁広報板、広告枠を活用</p>	<p>原文</p> <p>修正</p>
5	修正計画等	秋田市地域防災計画	

現在の位置: [トップページ](#) > [防災・緊急](#) > 大雨災害に関する支援情報

## 大雨災害に関する支援情報

ページ番号1039456 更新日令和5年12月12日

印刷 大きな文字で印刷

<ul style="list-style-type: none"> <li><a href="#">災害に伴う市長からのメッセージ</a></li> <li><a href="#">大雨により被災された方の支援制度一覧(令和5年11月9日現在)</a></li> <li><a href="#">大雨被害に関する問い合わせ一覧(令和5年11月9日現在)</a></li> <li><a href="#">災害ボランティアセンターについて(災害ボランティア募集中)</a></li> <li><a href="#">秋田市大雨被害健康相談センターについて</a></li> <li><a href="#">大雨による災害ごみについて</a></li> <li><a href="#">浸水家屋の消毒について</a></li> <li><a href="#">衛生害虫の対応について</a></li> <li><a href="#">寄附金の受付について</a></li> </ul>	<h3>大雨災害に関するお知らせ</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li><a href="#">○ 災害に伴う市長からのメッセージ</a></li> <li><a href="#">○ 大雨により被災された方の支援制度一覧(令和5年11月9日現在)</a></li> <li><a href="#">○ 大雨被害に関する問い合わせ一覧(令和5年11月9日現在)</a></li> <li><a href="#">○ 地域支え合いセンターについて</a></li> <li><a href="#">○ 大雨で被災した方へ服履機器や寝具の貸出しを行います</a></li> <li><a href="#">○ 住まいに関する支援について</a></li> <li><a href="#">○ 秋田市大雨被害健康相談センターの開設について</a></li> <li><a href="#">○ 被害認定調査について</a></li> <li><a href="#">○ 令和5年7月の大雨に係る災害ボランティアセンターの設置について(災害ボランティア募集中)</a></li> <li><a href="#">○ 令和5年7月14日からの大雨災害に係る災害見舞金について</a></li> <li><a href="#">○ 令和5年7月14日からの大雨災害に係る被災者生活再建支援法適用について</a></li> <li><a href="#">○ 土のう袋の配布について</a></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><a href="#">被害認定調査について</a></li> <li><a href="#">罹災証明書(家屋)の申請受付</a></li> <li><a href="#">被害証明書(家屋以外の自動車など)の申請受付</a></li> <li><a href="#">市税、保険料などの減免および徴収猶予</a></li> <li><a href="#">清掃に伴う上下水道料金の減免について</a></li> <li><a href="#">支援金・見舞金・貸付金について</a></li> <li><a href="#">住まいに関する支援について</a></li> <li><a href="#">秋田県からのお知らせ(大雨により住家に被害を受けた方への支援制度について)</a></li> <li><a href="#">東北電力からのお知らせ(電気料金の特別措置について)</a></li> <li><a href="#">NHKからのお知らせ(災害による受信料免除について)</a></li> <li><a href="#">日本カーシェアリング協会からのお知らせ(車の無料貸し出し支援について)</a></li> </ul>				
	<h3>被災された方の支援制度</h3> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <h4>市税、保険料などの減免および徴収猶予</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li><a href="#">▶ 固定資産税の減免</a></li> <li><a href="#">▶ 市税の徴収猶予制度</a></li> <li><a href="#">▶ 国民健康保険料の減免等</a></li> <li><a href="#">▶ 国民年金保険料の免除</a></li> <li><a href="#">▶ 後期高齢者医療保険料の減免等</a></li> <li><a href="#">▶ 介護保険料の減免等</a></li> <li><a href="#">▶ 秋田市介護予防・日常生活支援総合事業における第一号事業利用者負担額の減免</a></li> <li><a href="#">▶ 利用者負担額(保育料)の減免</a></li> <li><a href="#">▶ 上下水道料金の減免等</a></li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top;"> <h4>住まいに関する支援</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li><a href="#">▶ 秋田市住宅リフォーム支援事業</a></li> <li><a href="#">▶ 住宅の応急修理制度</a></li> <li><a href="#">▶ 秋田県賃貸型応急住宅制度</a></li> <li><a href="#">▶ 市営住宅の一時使用許可</a></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <h4>支援金・見舞金・貸付金</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li><a href="#">▶ 被災者生活再建支援制度</a></li> <li><a href="#">▶ 災害援護資金貸付制度</a></li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top;"> <h4>障がいのある方への支援</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li><a href="#">▶ 障がい者の各種手当の所得制限解除(災害における特例措置)</a></li> </ul> </td> </tr> </table>	<h4>市税、保険料などの減免および徴収猶予</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li><a href="#">▶ 固定資産税の減免</a></li> <li><a href="#">▶ 市税の徴収猶予制度</a></li> <li><a href="#">▶ 国民健康保険料の減免等</a></li> <li><a href="#">▶ 国民年金保険料の免除</a></li> <li><a href="#">▶ 後期高齢者医療保険料の減免等</a></li> <li><a href="#">▶ 介護保険料の減免等</a></li> <li><a href="#">▶ 秋田市介護予防・日常生活支援総合事業における第一号事業利用者負担額の減免</a></li> <li><a href="#">▶ 利用者負担額(保育料)の減免</a></li> <li><a href="#">▶ 上下水道料金の減免等</a></li> </ul>	<h4>住まいに関する支援</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li><a href="#">▶ 秋田市住宅リフォーム支援事業</a></li> <li><a href="#">▶ 住宅の応急修理制度</a></li> <li><a href="#">▶ 秋田県賃貸型応急住宅制度</a></li> <li><a href="#">▶ 市営住宅の一時使用許可</a></li> </ul>	<h4>支援金・見舞金・貸付金</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li><a href="#">▶ 被災者生活再建支援制度</a></li> <li><a href="#">▶ 災害援護資金貸付制度</a></li> </ul>	<h4>障がいのある方への支援</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li><a href="#">▶ 障がい者の各種手当の所得制限解除(災害における特例措置)</a></li> </ul>	
<h4>市税、保険料などの減免および徴収猶予</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li><a href="#">▶ 固定資産税の減免</a></li> <li><a href="#">▶ 市税の徴収猶予制度</a></li> <li><a href="#">▶ 国民健康保険料の減免等</a></li> <li><a href="#">▶ 国民年金保険料の免除</a></li> <li><a href="#">▶ 後期高齢者医療保険料の減免等</a></li> <li><a href="#">▶ 介護保険料の減免等</a></li> <li><a href="#">▶ 秋田市介護予防・日常生活支援総合事業における第一号事業利用者負担額の減免</a></li> <li><a href="#">▶ 利用者負担額(保育料)の減免</a></li> <li><a href="#">▶ 上下水道料金の減免等</a></li> </ul>	<h4>住まいに関する支援</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li><a href="#">▶ 秋田市住宅リフォーム支援事業</a></li> <li><a href="#">▶ 住宅の応急修理制度</a></li> <li><a href="#">▶ 秋田県賃貸型応急住宅制度</a></li> <li><a href="#">▶ 市営住宅の一時使用許可</a></li> </ul>					
<h4>支援金・見舞金・貸付金</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li><a href="#">▶ 被災者生活再建支援制度</a></li> <li><a href="#">▶ 災害援護資金貸付制度</a></li> </ul>	<h4>障がいのある方への支援</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li><a href="#">▶ 障がい者の各種手当の所得制限解除(災害における特例措置)</a></li> </ul>					

▶ [秋田市災害見舞金](#)

▶ [障害福祉サービスおよび障害児通所支援利用者負担額の減免](#)

▶ [自立支援医療\(更生・育成\)および療養介護医療の医療費の自己負担分の減免](#)

#### 児童・生徒の支援

▶ [児童扶養手当の所得制限解除](#)

▶ [児童・生徒への学用品\(教科書\)の支給](#)

#### ごみの処分

▶ [一般廃棄物処理手数料減免](#)

#### 家屋の消毒

▶ [床上浸水家屋消毒作業、消毒液の配布および消毒用噴霧器の貸出し](#)

#### 衛生害虫

▶ [衛生害虫の対応](#)

#### 中小企業への支援

▶ [秋田市中心小企業融資あっせん制度 産業活力創造資金 緊急経営支援資金枠](#)

▶ [秋田市被災中小企業者等再建支援事業](#)



## 検証項目の報告

検証項目		No	災害対応の体制・計画	対処体制（災害対策本部等）について
		13		
1	現 状		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部が設置され、本部会議で被害状況や活動状況等が報告された。</li> <li>・会議以外においては、被害状況や各機関の情報などは各部局ごとに収集し、全庁的かつ継続的な情報の収集・集約については、防災安全対策課などで行ったが十分ではなかった。</li> <li>・被害状況などの情報のうち、位置情報が重要であるが、一部の部局で地図に情報を落とし込んだものの、全庁的には地図情報は共有できていなかった。</li> </ul>	
2	課題 ・問題点		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部における情報集約の体制 災害対策本部事務局の役割を防災安全対策課で担ったが、体制が不十分であり、情報の集約・分析が不十分となったことから、全庁的に活用できるまでに整理するには至らなかった。</li> <li>2 災害対策本部の情報収集・集約場所 災害対策本部室に隣接して必要な職員が執務し、情報を収集・整理あるいは地図情報に展開して各機関（リエゾン）等と情報共有できるスペース（オペレーションルーム）や、被害地域の地図を広げ、地図データを入力するスペースが確保できなかった。</li> </ol>	
3	検討内容		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部における情報集約の体制 災害対策本部の事務局機能は、防災安全対策課だけでは十分でなかったことから、事務局として防災安全対策課を主体に各部局から職員（役職）を指定して増員することを検討する。</li> <li>2 災害対策本部の情報収集・集約場所 オペレーションルームの事例などから災害対策本部室と隣接した職員の執務室の確保と体制について検討する。</li> </ol>	

次ページ

		<p>1 災害対策本部における情報集約の体制</p> <p>災害対策本部事務局の編成および業務の具体化案は、添付資料のとおり。  今後、災害対策本部の設置に併せて編成される各班の役割や役職指定などの細部事項について検討するとともに、発災から2～3日後に編成が予想される事務局各班の編制（案）などをさらに検討する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>災害対策本部事務局の編成および具体的な業務は、添付資料のとおり。  災害対策本部の設置に併せ、速やかに編成する各班の体制について具体化する。また、災害対応の進捗により追加編成する班について検討し、人数等の細部については、発災時の状況を踏まえて定めるものとする。</p> <p>また、編成案は、訓練などにより実効性を確認しつつ、随時修正するものとする。</p> <p>2 災害対策本部の情報収集・集約場所</p> <p>災害対策本部室に隣接した事務局要員等の執務室（オペレーションルーム）について「会議室3-C・D」を使用した具体化案は添付資料のとおり。  今後、「会議室3-C・D」を冬季間使用している「秋田市道路除排雪対策本部」の新たな設置場所について検討するとともに、同会議室が使用できない場合を想定し、庁内の他施設を活用したオペレーションルームの配置案について、検討する。</p> <p>また、配置案は、訓練などにより実効性を確認しつつ、随時修正するものとする。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>災害対策本部室に隣接した事務局要員等の執務室（オペレーションルーム）は「会議室3-C・D」を使用する。なお、体制の具体化案は添付資料のとおり。  また、配置案は、訓練などにより実効性を確認しつつ、随時修正するものとする。</p>	<p>原文</p> <p>修正</p> <p>原文</p> <p>修正</p>
5	修正計画等	<p>1 秋田市地域防災計画（災害対策本部事務局の編成等）</p> <p>2 災害対策本部運営規程</p>	

**災害対策本部 事務局の編成(案)**

本部	本部長	市長
	副本部長	副市長
	本部員	各部局長
	本部連絡員	各連絡調整課長
事務局	事務局長	総務部次長
	副事務局長	防災安全対策課長

【災害対策本部の設置に併せ速やかに編成】

編成	割当て		人員	
	長			
情報・対策班 (15)	班員	防災安全対策課	課長(兼) 管理職 管理職	
		防災安全対策課		
		デジタル化推進本部		
	班員	総務部		
		都市整備部		
		産業振興部		
		環境部		
	道路・河川・上下水道班 (6)	班員	建設部	管理職
			上下水道局	
		班員	避難所運営班 (4)	管理職
市民生活部				
市民対応班 (6)	班員	観光文化スポーツ部	管理職	
		子ども未来部		
	班員	福祉保健部		
報道班 (4)	班員	企画財政部	管理職	
	班員			

※災害対応の収束に応じて、逐次に縮小等を行う。

**【対応の進捗により追加編成】**

(人員等の検討には時間的余裕があることから、細部は発災時の状況により定めるものとする。)

編成	割当て		人員
	長		
受援班	班員	総務部	管理職
	班員	支援を受ける部局から各1名	
被害概況調査班	班員	都市整備部	管理職
	班員	都市整備部 防災安全対策課	
被害認定調査班	班員	企画財政部	管理職
	班員	企画財政部 防災安全対策課	
災害廃棄物処理班	班員	環境部	管理職
	班員	環境部	
災害ケースマネジメント班	班員	福祉保健部	管理職
	班員	福祉保健部 都市整備部	

<b>災害対策本部 事務局の業務(案)</b>
-------------------------

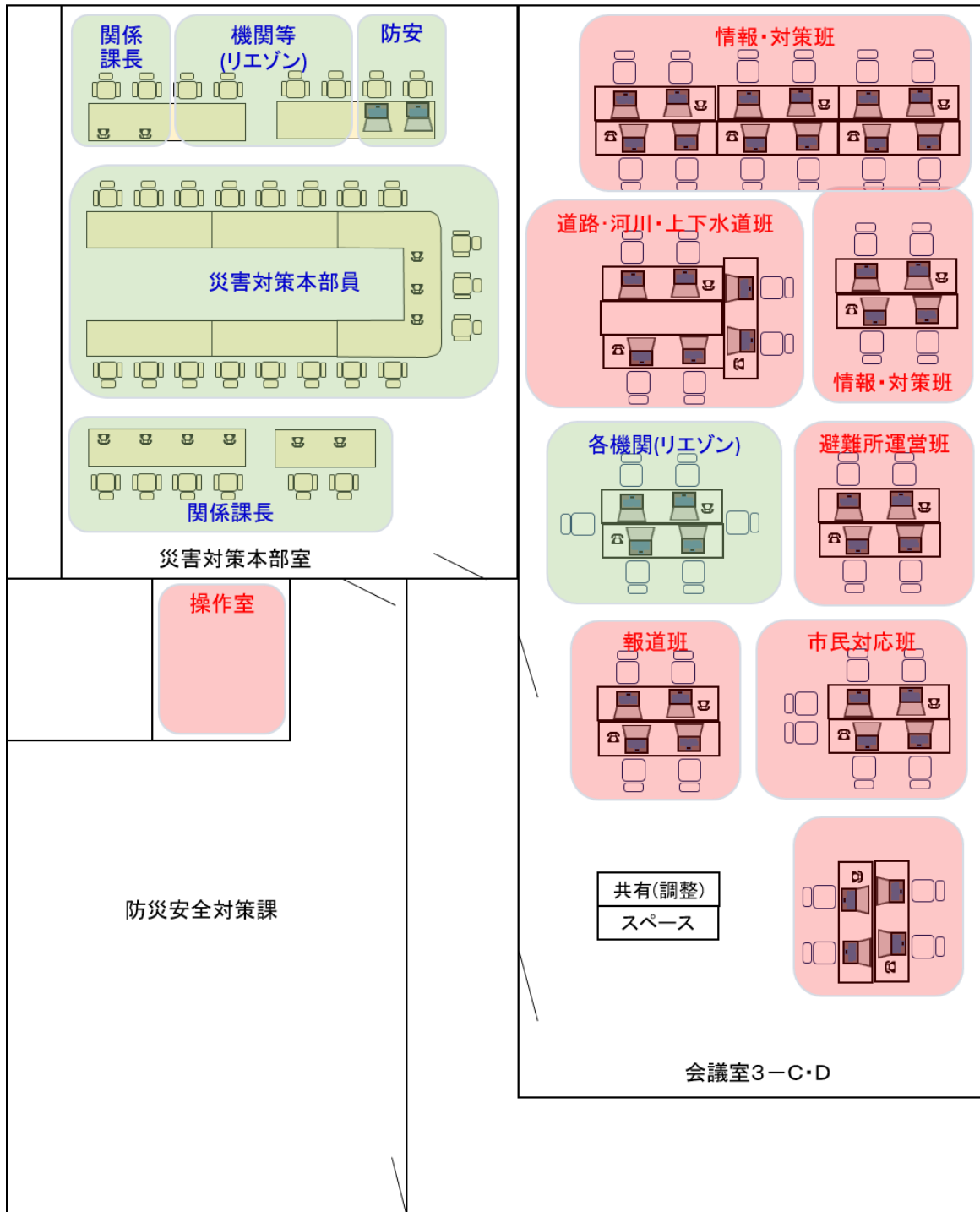
## 【災害対策本部の設置に併せ速やかに編成】

班区分	人数	長	分掌事務
事務局長	1	総務部次長	・事務局の総括
副事務局長	1	防災安全対策課長	・事務局長の補佐
情報・対策班	15	防災安全対策課長(兼)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報に関する事項</li> <li>・情報の分析および   応急処の方針の案出</li> <li>・応急処処図の作成、   応急対策の進行管理</li> <li>・災害本部会議資料の整理</li> <li>・災害対策本部の活動記録</li> <li>・災害救助法に関する事務</li> <li>・災害対策室のシステムの   運用・維持</li> <li>・自衛隊の派遣要請に関する   事項</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害情報等の収集・整理、   共有   (家屋・交通・ライフライン等)</li> <li>・被害状況図の作成・整理</li> <li>・被害報告の作成</li> <li>・避難所への食糧・物資の輸   送等に関する調整</li> <li>・避難者の移動に関する調整</li> <li>・備蓄品の管理等</li> <li>・クロノロジーの入力・整理</li> <li>・各部・各関係機関との調整</li> </ul>
道路・河川 ・上下水道班	6	建設部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況等の収集・整理、共有   (道路・河川・上下水道等)</li> <li>・道路・河川等の被害状況図の作成・整理</li> <li>・被害報告の作成</li> <li>・クロノロジーの入力</li> </ul>
避難所運営 班	4	市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の開設・運営に関する事項</li> <li>・避難所情報(人数、ニーズ等含む)の収集・整理</li> <li>・避難所の備蓄品の要請・供給の調整</li> <li>・クロノロジーの入力</li> </ul>
市民対応班	6	観光文化 スポーツ部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民からの電話等対応(情報と要望の切り分け)</li> <li>・情報については情報・対策班に引き継ぎ</li> <li>・クロノロジーの入力</li> </ul>
報道班	4	企画財政部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記者会見・記者発表の統制</li> <li>・報道発表資料の整理</li> <li>・報道からの問い合わせ対応</li> <li>・災害対策活動の記録(写真・映像等)</li> <li>・避難情報を除く情報発信の統制に関する事項</li> <li>・クロノロジーの入力</li> </ul>

## 【対応の進捗により追加編成】

班区分	長	分掌事務
受援班	総務部	・他自治体からの受援に関する調整など
被害概況調査班	都市整備部	・被害の概況調査に関する進捗などの情報共有
被害認定調査班	企画財政部	・家屋の被害認定調査に関する進捗などの情報共有
災害廃棄物処理班	環境部	・災害廃棄物の現状把握・処理に関する進捗などの情報共有
災害ケースマネジメント班	福祉保健部	・災害ケースマネジメントに関する進捗などの情報共有

災害対策本部 事務局の配置（案）



## 検証項目の報告

検証項目		No	災害廃棄物処理	災害廃棄物処理計画について
		28		
1	現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年10月に「秋田市災害廃棄物処理計画」を策定しており、策定から5年が経過している。</li> <li>・策定以降、全国で地震や水害などの災害が発生し、災害廃棄物処理に関する事例が積み上がっている。</li> <li>・令和5年7月豪雨による本市の災害廃棄物処理で生じた課題を今後の対応に生かす必要がある。</li> </ul>		
2	課題 ・問題点	<p>大規模災害時においては、「秋田市災害廃棄物処理計画」に基づき、処理を行うこととしているが、地震対応が中心の記載のため、今回の経験や課題を踏まえ、記載を見直す必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害ごみ収集等の市民広報</li> <li>2 初動体制と被害情報の把握</li> <li>3 災害廃棄物処理における業務執行体制等</li> <li>4 発災時の執行体制</li> <li>5 計画上の水害対応の記載</li> </ol>		
3	検討内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「災害ごみ」の排出方法等の周知について検討する。</li> <li>2 発災直前直後の部内職員の動きを検討する。</li> <li>3 業務の特定の課への集中や部の方針の現場職員までへの伝達について検討する。 民間委託や自治体応援が発災時に素早く機能する準備について検討する。</li> <li>4 BCPに準じた発災時の執行体制について検討する。</li> <li>5 地震と水害の記載要領について検討する。</li> </ol>		

次ページ

4	検討結果	<p>1 (1) 平時の情報発信として、広報誌等を活用し、通常のごみ出しと異なる「災害ごみ」の排出方法を啓発する。</p> <p>(2) 災害時の情報発信として、HP・町内会などを活用し、市民周知を図る。また、仮置場の受入状況のHP発信を強化する。</p> <p>2 (1) 警報発令時など「災害発生前の初動体制方針」を策定する。</p> <p>(2) 災害の規模に応じて、部内で被害状況を予測するプロセスを具体化し、災害ごみ発生エリアを特定し、仮置場を指定する。また、被害状況把握が難しい場合も想定し、段階的設置の検討を進める。</p> <p>(3) 地域情報員制度のような市職員からの情報収集手段を引き続き検討する。</p> <p>↓</p> <p>(2) 災害の規模に応じて、部内で被害状況を予測するプロセスを具体化し、災害ごみ発生エリアを特定し、仮置場を指定する。なお、被害状況把握が難しい場合は、段階的に設置する。</p> <p>(3) 発災時の情報収集を強化するため事前に災害廃棄物の発生が予想される立地状況を精査するほか、発災後は環境部職員による現地確認など災害廃棄物発生エリアの情報を収集する。</p> <p>3 (1) 環境部内での災害時の業務量平準化をめざし、役割分担の見直しなどを実施する。</p> <p>(2) 発災時の指揮系統の明確化や情報の一元化など、円滑な災害ごみの処理に向け、情報伝達のあり方などを改善する。</p> <p>(3) 発災時は、処理業者・応援自治体等の関係者と情報交換を綿密に行う。</p> <p>(4) 民間委託や自治体応援などの手続開始要件について明確化する。 ※検証No. 30「仮置場の選定と運営について」の2検討結果2(1)参照</p> <p>(5) 職員を対象とした災害廃棄物の処理に関する研修を実施する。</p> <p>4 発災時の役割分担や、市民生活に影響の少ない業務縮小の方針を策定する。</p> <p>5 水害対応の記載を明確化するなど、今回の経験を踏まえ追記する。</p>	原文
5	修正計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田市地域防災計画（災害廃棄物処理の概要）</li> <li>・秋田市災害廃棄物処理計画（大規模災害時の災害廃棄物の処理に向けた初動体制や業務執行体制等）</li> </ul>	修正

## 検証項目の報告

検証項目		No	災害廃棄物処理	災害廃棄物の収集方針について
		29		
1	現 状	<p>・これまでの規模の災害では、住家への漂着ごみおよび床上浸水した住家の家財は、自分で排出できない場合、連絡を受け現地調査後、収集車両等の体制を整え戸別収集していた。今回の災害は、規模が甚大かつ広範囲にわたり、従来の方法での戸別収集は困難であり、仮置場を設置し市民による搬入を周知する対応を追加した。</p> <p>・今回は、市民の仮置場への搬入・総合環境センターへの自己搬入により、災害廃棄物を処理し、上記が困難な場合、戸別収集をすることとした。また、ポリ袋に入る可燃性廃棄物は、ポリ袋に「災」と記載し、集積所に排出できることとした。</p>		
2	課題 ・問題点	<p>1 収集方針の再検討</p> <p>(1) 災害が一定規模を超えると、収集能力の限界を超え戸別収集が困難となることから、市民による仮置場への搬入をお願いするなど、災害ごみを円滑に処理するための対策が必要となる。</p> <p>(2) 仮置場への搬入依頼と戸別収集方針の周知が徹底できていなかった。</p>		
3	検討内容	<p>1 収集方針の再検討</p> <p>(1) 収集能力に限界があることから、仮置場の利用をお願いし、戸別収集対象の限定について検討する。</p> <p>(2) 仮置場等への搬出が困難な方のみを対象とした戸別収集について検討する。</p>		
4	検討結果	<p>1 収集方針の再検討</p> <p>(1) ア 戸別収集は、市が保有する収集車両台数が少ないことから、協定に基づく民間への支援要請や他都市への支援要請方法等をあらかじめ設定する。</p> <p style="padding-left: 2em;">※ 戸別収集の能力を超える被害（例：床上〇件）を事前に定め、超えた場合と超えない場合の対応を具体化する。</p> <p>イ 戸別収集の申込受付時は、災害ごみと分かる貼り紙添付の周知を徹底する。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">ウ 仮置場に搬入できないごみの設定など、「便乗ごみ」対策を具体化する。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">エ 災害規模により、地区別収集の実施も想定し課題を明確化する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ウ 仮置場に搬入できないごみの設定など、平時から広報あきたやHP、SNSを活用した市民周知などによる「便乗ごみ」対策を実施する。</p> <p>エ 効率的に災害廃棄物を収集するため、実際に収集作業を担う団体と連携を進め、災害規模によっては、地区別収集の実施も想定した仕組みづくりを進める。</p> </div>		

原文

修正



		<p>(2) ア 戸別収集の申込受付に当たっては、収集箇所のマッピングのデジタル化など業務の効率化を図る。</p> <p>イ 市民への仮置場利用の推奨、集積所へ排出できる廃棄物の周知を徹底し、それでも自宅から搬出が困難な方を対象に戸別収集を実施する。なお、戸別収集の要望については環境班で整理を行い、必要に応じてボランティアとの連携を図る。</p>
5	修正計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田市地域防災計画（災害廃棄物処理の概要）</li> <li>・秋田市災害廃棄物処理計画（大規模災害時の災害廃棄物の処理に向けた戸別収集の方針等）</li> </ul>

## 検証項目の報告

検証項目		No	罹災証明書	罹災証明書の発行手順について
		31		
1	現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年7月の豪雨災害では、過去に経験したことのない甚大な被害が発生した。大規模災害による罹災証明書の交付業務については、経験した職員がほとんどいない状況であった。</li> <li>・7月17日から電話、7月18日から市役所および一部のサービスセンターで罹災証明書交付申請書受付（以下「申請受付」という。）を行った。</li> <li>・8月7日から罹災証明書を交付し、9月末まで（発行開始から約1か月半）に90%以上を交付（令和6年2月29日現在7,886件（交付率99.9%）した。</li> <li>・申請受付は、令和6年1月15日で終了した。</li> </ul> <p><b>【対応経過】</b></p> <p style="margin-left: 40px;">令和5年7月14日（金） 豪雨発生</p> <p style="margin-left: 80px;">17日（月） 電話による受付開始</p> <p style="margin-left: 80px;">18日（火） 市役所本庁、南部市民サービスセンター、駅東サービスセンターで申請受付開始</p> <p style="margin-left: 40px;">8月7日（月） 罹災証明書交付開始</p>		
2	課題・問題点	<p>1 発災当初、財政班で申請受付を行ったことに加え、被害の程度を把握するための家屋被害調査と罹災証明書を発行するための被害認定調査を行ったことから、全庁応援体制が整うまで、申請受付から発行までの体制（場所・人員）の確保・維持が困難であった。</p> <p style="margin-left: 20px;">また、申請受付、入力、発行に従事した職員数は、1日あたり最大41名が従事（資産税課職員21名、財政班を含む応援職員20名）した。資産税課職員37名中、上記の罹災証明書発行業務のほか、床下浸水家屋の被害調査に11名従事したことから、ほぼ資産税課職員全員が約3か月の間、通常業務が行えない状況であった。</p> <p>2 災害対策本部を設置しない比較的小さな災害の場合、これまでは住家被害においても防災安全対策課が担当となり、罹災証明書の代わりとなる被害証明書を発行しており、大量の罹災証明書を発行する経験がなかった。また、発行に必要な被災者生活再建支援システム（以下「システム」という。）に、習熟している職員がいなかった。</p> <p>3 罹災証明書交付申請書の様式に、自己判定方式や申請者と罹災建物との関係（所有者、借家人、居住者）確認欄がなかった。</p> <p style="margin-left: 20px;">また、罹災証明書の記載内容に、様々な形態の家屋（2世帯住宅、居宅兼店舗、登記上の用途と現況が違う家屋（登記上店舗であっても、実情は居宅として使用している）、浸水部分がマンションの共有部分や地下部分など）や家族構成（複数世帯が同居している場合や、単身赴任や大学生など、世帯主、または世帯員の一部が住民票以外の場所に住んでいるなど）があり、発行に至るまでの判断・確認に、時間を要した。</p>		

3	検討内容	<p>1 申請受付（電子申請含む）および発行までに必要な体制ならびに応援職員の継続的な配置について検討するとともに、災害状況に応じた申請受付・証明交付の手法も検討する。</p> <p>2 被害証明書と罹災証明書の発行区分（住家以外（店舗、事務所、工場等）の証明区分）について検討するとともに、システムの習熟方法について検討する。</p> <p>3 罹災証明書交付申請書および罹災証明書の記載項目について検討する。</p>
4	検討結果	<p>1 (1) 必要な体制と応援職員の配置について</p> <p>①被害認定調査については、一部の担当や課所室に業務が集中しないよう、災害規模に応じて全庁体制へ切り替えるものとし、罹災証明書交付についても効率的に業務を進めるため、応援職員を1日単位ではない継続的な配置となる体制とする。</p> <p>②発行する罹災証明書の証明内容の最終確認は、資産税課で行う必要があることから、資産税課職員と応援職員の役割と人数配分について、引き続き検討する。</p> <p>↓</p> <p>②発行する罹災証明書の証明内容の最終確認は、資産税課で行う必要があることから、それ以外の業務については、基本的に応援職員が行う。</p> <p>(2) 状況に応じた証明書申請受付について</p> <p>①災害の状況によっては、各市民サービスセンターで申請受付や証明書の交付を行えるよう引き続き検討する。</p> <p>②申請は、本庁および各サービスセンター窓口のほか、郵送、電子申請で受付を行うほか、災害の規模に応じた被災者に負担とならない効率的な方法（避難所等への訪問、町内会の代表者からの申請等）を引き続き検討する。</p> <p>↓</p> <p>①災害の状況によっては、各市民サービスセンター等で申請受付する。 ②申請は、本庁および各サービスセンター窓口のほか、郵送、電子申請で受付を行うとともに、災害の規模に応じた被災者に負担とならない効率的な方法（避難所等への訪問等）を実施する。</p> <p>(3) その他</p> <p>①電子申請については、罹災証明書等交付事務取扱要綱等の改正や手続きなど関係部局（デジタル化推進本部、企画財政部、防災安全対策課）間で具体化を図る。</p> <p>↓</p> <p>①電子申請については、罹災証明書等交付事務取扱要綱等の改正や手続きなどと併せて運用を開始する。</p>

原文

修正

原文

修正

原文

修正

次ページ

		<p>②受付した内容は、速やかにシステムへ入力し、被害認定調査担当に提供・共有するとともに、調査が終了したものについては、システムに入力された調査データを元に1週間以内に発行する。(交付の方法については、窓口で即時交付、郵送等に対応する方法など、他都市の事例等を研究し、継続して検討する。)</p> <p>2) 災害対策本部を設置しない比較的小さな災害においても、住家被害については、罹災証明書を発行することとし、住家以外の取り扱い等、細部について引き続き検討する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>災害対策本部を設置しない比較的小さな災害においても、住家被害については、罹災証明書を発行することとし、災害対策本部を設置した場合に担当課となる資産税課においては、平時から大量の罹災証明書の発行を想定した訓練を実施するなど、発災時に発行手順等に関する十分な知識とノウハウを有する体制を整える。</p> <p>また、罹災証明書交付申請書受付・発行マニュアルを作成するとともに、システムを含めた訓練や研修会を定期的に行い、申請受付やシステム操作の習熟を図る。</p> <p>3) 罹災証明書交付申請書および罹災証明書の記載内容について、他都市の様式等を参考にしながら、自己判定方式の意思確認の欄、被災者と被災家屋の関係を確認する欄の追加や世帯員の項目の必要性について、引き続き検討する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>罹災証明書交付申請書および罹災証明書の記載内容について、内閣府が示す様式等を参考にしながら、自己判定方式の意思確認の欄、被災者と被災家屋の関係を確認する欄や世帯員などの項目についても、罹災証明書等交付事務取扱要綱の改正により様式を見直す。</p>	<p>原文</p> <p>修正</p> <p>原文</p> <p>修正</p>
5	修正計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田市地域防災計画</li> <li>・罹災証明書等交付事務取扱要綱・罹災証明書交付事務取扱要領</li> <li>・罹災証明書交付申請書受付・発行マニュアル（新規）</li> </ul>	

## 検証項目の報告

検証項目		No	被災者支援	要配慮者への対応について
		33		
1	現 状	<p>地域防災計画上の「在宅の要配慮者の安全確保」で挙げている取組のうち、以下については、円滑な実施ができなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安否確認の実施           <p>市（福祉班）では、「避難支援対象者名簿（全体版）」を活用し、自主防災組織や町内会、民生委員・児童委員等と協力し、安否確認を行うこととしているが、民生委員・児童委員による安否確認にとどまった。</p> </li> <li>・要配慮者の状況調査および情報の提供           <p>市（福祉班）では民生委員・児童委員、ホームヘルパーおよびボランティア等の協力を得てチームを編成し、要配慮者のニーズ把握など状況調査を実施するとともに保健・福祉サービスの情報を随時提供することとしているが、避難所の要配慮者の対応に追われ早期実施に至らなかった。</p> </li> </ul>		
2	課題 ・問題点	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 要配慮者に係る状況把握の早期実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員自身が被災し、すぐに対応することが困難な地区が存在した。</li> <li>・複数の地域包括支援センター（以下、「包括」という。）がある中で、被災した包括への支援体制について予め決めていなかった。</li> <li>・要配慮者が利用する事業所などが被災し、事業所による安否確認を行えないことがあるほか、在宅や各種制度等を利用していない要配慮者について状況把握の手段がなく困難であった。</li> </ul> </li> <li>2 要配慮者のニーズ把握を行うチーム編成、避難所における対応           <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者支援のためのチーム編成について、その具体的な手法等が定められていなかった。</li> <li>・避難所に避難した障がい者の特性に応じたコミュニケーション支援等が不足していた。</li> </ul> </li> </ol>		
3	検討内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 要配慮者に係る状況把握の早期実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における民生委員による安否確認等については、全国民生委員児童委員連合会や秋田県民生児童委員協議会を通じて情報交換や情報の収集を図るとともに要領・指針等の作成を検討する。</li> <li>・包括自体が被災した場合の後方支援体制について検討する。運営法人ごとの支援のあり方や、包括圏域内における居宅介護支援事業所等との協力体制について、包括運営協議会等で検討を行う。</li> </ul> </li> <li>2 要配慮者のニーズ把握を行うチーム編成、避難所における対応           <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と協議の上、支援体制の実施体制について平時より取り決めを定めておく。</li> </ul> </li> </ol>		

次ページ

4	検討結果	<p>1 要配慮者に係る状況把握の早期実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>秋田市民生児童委員協議会の正副会長・常任理事で構成される常任理事会における災害時における民生委員活動のあり方や活動指針についての協議を依頼した。</li> </ul> <p>併せて、災害時における支援活動のあり方などについては、地域の民生委員に限らず、自主防災組織や町内会等でも平常時から検討し、整備してもらうため、市（福祉班）のこれまでの取組に加え、防災安全対策課や各市民サービスセンターが、自主防災組織連絡協議会、地域福祉推進関係者連絡協議会および地域活動座談会などにおいて、要配慮者の状況把握の実施について働きかける。</p> <p>↓</p> <p>・運営法人ごとの支援のあり方や、包括圏域内における居宅介護支援事業所等との協力体制について、包括運営協議会等で検討を行う。</p> <p>↓</p> <p>・包括自体が被災した場合に備え、運営法人ごとの支援のあり方や、包括圏域内における居宅介護支援事業所等との協力体制について、包括運営協議会等で検討する機会を定期的に設ける。</p> <p>併せて、集団指導等の機会を捉えて、居宅事業所へ、担当の在宅要介護者の安否の確認等の協力を依頼する。</p> <p>2 要配慮者のニーズ把握を行うチーム編成、避難所における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員、ホームヘルパーなどからなるチームによる活動について事前に整理することで災害発生当初から活動できる体制づくりに努める。</li> <li>避難所における支援実施の流れについて関係機関と平時から調整を行う。</li> </ul>	追加 原文 修正
5	修正計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>秋田市地域防災計画</li> <li>秋田市災害時要援護者の避難支援プラン</li> </ul>	

## 検証項目の報告

検証項目		No	被災者支援	在宅被災者の健康状態等の把握について
		36		
1	現 状	<p>【災害時保健活動マニュアル】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フェーズ1（災害発生後72時間）に健康相談が必要な対象者の把握として、下記からの情報収集を想定している。 （市民生活班と連携、避難所や避難者からの情報、保健衛生班内からの情報、福祉班からの情報）</li> </ul> <p>【令和5年度の豪雨災害時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋調査やボランティア活動を通して健康相談のチラシを配布し、電話で健康相談の対応をした（発災時から7日目より）。</li> <li>・被害が大きい地区を限定して健康調査を実施し、必要な保健指導を実施した（発災時から18日目から4日間）。</li> <li>・近所からの電話相談を通して自主避難者を把握した（発災時から7日目）。</li> <li>・福祉班は、地区民生児童委員を通して、在宅被災者の情報収集を行った。また、地域包括支援センターに健康に関する対応について情報提供した。</li> </ul>		
2	課題 ・問題点	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 在宅被災者の健康調査について、時期、対象、人員の確保等、具体的な活動のマニュアルを作成していなかった。</li> <li>2 福祉保健部（福祉総務課地域福祉推進室、長寿福祉課）等と情報共有する連携体制がない。</li> </ol>		
3	検討内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 在宅被災者の健康状態の把握についてのマニュアル作成にあたり、その内容を検討する。 各フェーズ毎の在宅被災者の情報把握、健康調査、保健活動等についてマニュアルを作成することで、平時より体制を整える。</li> <li>2 福祉保健部との情報共有体制について検討する。</li> </ol>		
4	検討結果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 在宅被災者の健康状態の把握について、以下の内容でマニュアルを作成する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 目的、時期、従事者</li> <li>(2) 情報の把握 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地区、被害状況の把握</li> <li>・保健所で把握している要配慮者への対応（対象者の名簿作成）</li> <li>・関係機関との連携</li> </ul> </li> <li>(3) 人員の確保対応について <ul style="list-style-type: none"> <li>・応援派遣等の要請</li> <li>・応援派遣者の活動調整</li> </ul> </li> <li>(4) 健康調査の実際 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査地区および対象者の選定</li> <li>・調査票の準備とデータ管理・分析</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol>		

次ページ

4	検討結果	<p>(5) 健康調査後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別の継続的な支援</li> <li>・ 関係機関(地域包括支援センター、医療機関、民生児童委員等)との連携</li> <li>・ 健康づくり事業の実施</li> </ul> <p>2 福祉保健部との情報共有体制について協議中。</p> <p>↓</p> <p>2 マニュアルをもとに福祉保健部（福祉総務課地域福祉推進室、長寿福祉課）と以下の情報を共有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区民生児童委員協議会や地域包括支援センターが把握している被災地区の情報</li> <li>・ 要援護者支援システムに登録している高齢者等の情報</li> <li>・ 在宅被災者に必要な福祉サービス</li> <li>・ 健康調査後の在宅被災者の対応状況</li> </ul>
5	修正計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅被災者の健康状態の把握についてのマニュアルを作成し、既存の「秋田市災害時保健活動マニュアル」に入れ込む。</li> </ul>

原文

修正



## 検証項目の報告

検証項目		No	被災者支援	被災者情報の共有について
		38		
1	現 状		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の被災者生活再建支援システム（以下「システム」という。）で罹災証明書を発行することにより、被災者台帳の基本情報が作成される。</li> <li>・支援担当課がシステムに各種支援情報等を入力することで、被災者台帳として情報の一元化が可能である。</li> <li>・システムを利用し、罹災証明情報を活用している課は多数ある。</li> </ul>	
2	課題 ・問題点		<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムに罹災証明書発行情報は入力されているものの、各支援担当課で保有する被災者情報（各種支援情報）が入力されておらず、一元的に情報を活用できなかった。</li> </ul>	
3	検討内容		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 支援情報等を遅滞なくシステムに入力する方策を検討する。</li> <li>2 システムの管理者の設置や、システム全体の機能、利用方法、状況等の把握について検討する。</li> <li>3 システムを管理運用するNTT東日本が作成した「管理マニュアル」、「操作マニュアル」および災害時の想定シナリオを基に「業務フロー」の作成を検討する。</li> <li>4 システムを使った訓練について検討する。</li> </ol>	
4	検討結果		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 システムを利用する課所室は、支援情報等をシステムに入力するよう業務フローを明確にする。</li> <li>2 システムの管理者は防災安全対策課とし、罹災証明書情報を入力・発行する資産税課と連携を図り、情報が関係各課で共有できるよう運用を適切にする。</li> <li>3 災害時を想定し作成した「業務フロー」（添付資料参照）について、定期的な内容を確認・更新する。  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="color: blue;">また、調査端末の整備や罹災証明書の発行に伴わない被災者への支援等について、引き続き検討する。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="color: red;">また、システムの調査端末の整備については、発災後の速やかな機器の調達について事業者と平素から連携するとともに、罹災証明書の発行を伴わない被災者への支援については、既存のシステムやアプリでの情報の管理・共有により、被災者に関する情報を必要とする関係課所室が活用し、被災者支援へ繋げる。</p> <p style="color: red;">システムを使用する被災者支援業務は、添付資料のとおり。</p> </div> </li> <li>4 実際にシステムを使った訓練および各課において入力などの訓練を行う。</li> </ol>	

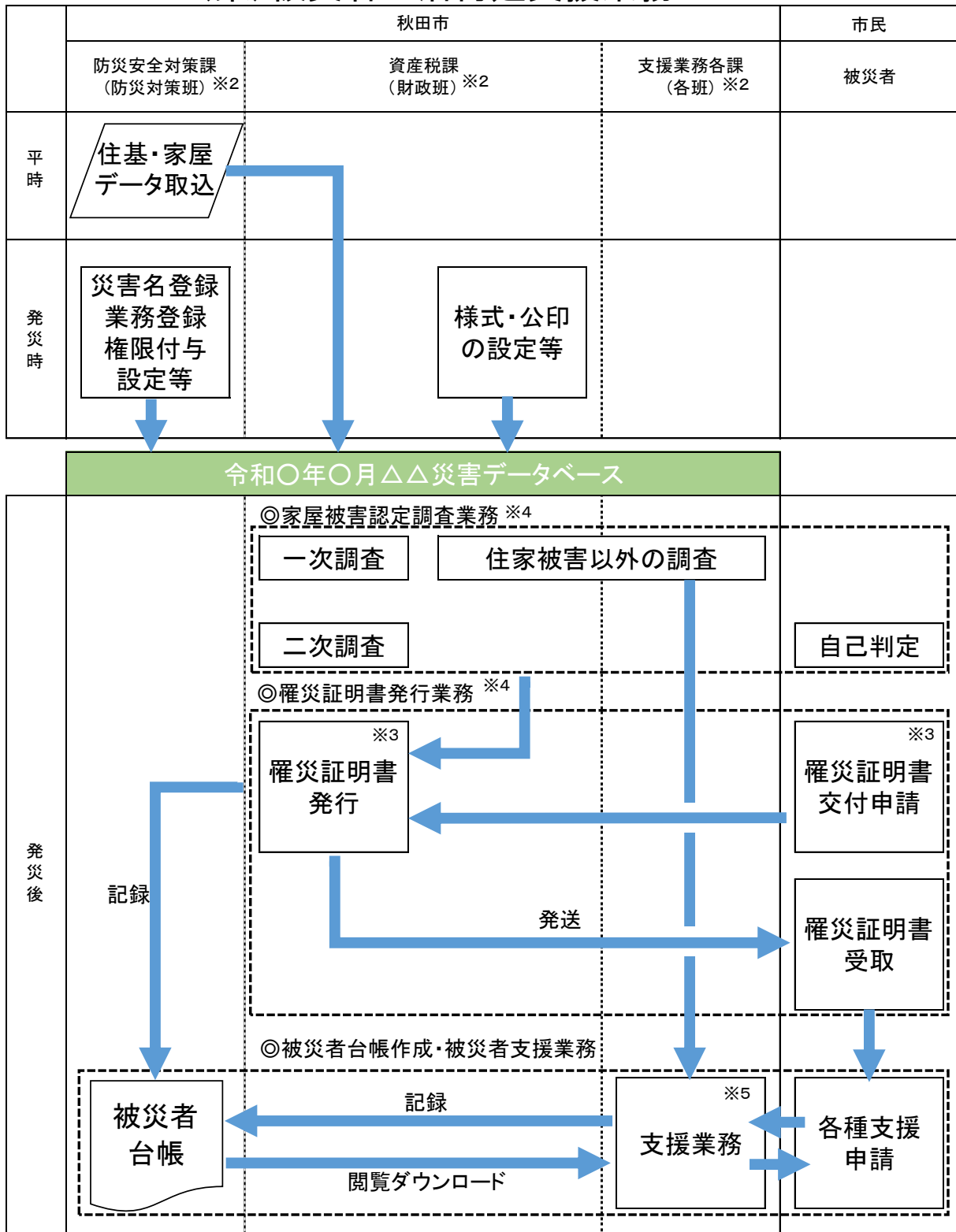
原文

修正

		(被災者生活再建支援システムと秋田市社会福祉協議会で利用しているシステムは、①利用環境が異なる(LGWAN環境とインターネット環境)、②機能範囲、利用者および管理データ、セキュリティレベルが異なる、ことから一元化できないことを確認済)
5	修正計画等	被災者生活再建支援システムに関する業務フロー

## (案)被災者生活再建支援業務フロー

※1



※1 このフローは、家屋の損壊等に関する罹災証明書の発行およびそれに伴う支援業務を表すもの

※2 災害対策本部が設置された場合は、担当課所室を当該班に置き換える。

※3 罹災証明書の交付申請および発行窓口は「罹災証明書等交付事務取扱要綱」による

※4 被災者から不服申し立てがある場合、再調査を行う。判定が変更となった場合は、発行した罹災証明書の取消し処理を行い、罹災証明書発行の処理を再度を行う。

※5 システムを活用した支援業務一覧については別紙を参照

## システムを使用する被災者支援業務（12課所室27業務）

	担当課所室	業務名
世帯を対象とした業務	市民生活部国保年金課	国民保険料減免
	上下水道局お客さまセンター	上下水道料金減免
	都市整備部都市総務課	住宅の応急修理
	都市整備部住宅整備課	市営住宅一時入居業務
		賃貸型応急住宅業務
		住宅修繕支援業務
	福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室	災害見舞金業務
		災害援護資金名簿業務
被災者生活再建支援制度業務		
企画財政部資産税課	固定資産税減免業務	
個人を対象とした業務	市民生活部後期高齢医療課	後期高齢者医療保険料減免
		後期高齢者医療一部負担金減免
	福祉保健部介護保険課	介護保険料の減免
		介護保険利用者負担額の減免
		第一号事業利用者負担額減免
	子ども未来部子ども育成課	利用者負担額(保育料)の減免
	福祉保健部障がい福祉課	肢体不自由児通所医療費の自己負担分の減免
		自立支援医療および療養介護医療の医療費の自己負担分の減免
		障害福祉サービスおよび障害児通所支援利用者負担額の減免
		補装具費の自己負担分の減免
		療養介護医療費の自己負担分の減免
		障害児福祉手当
		特別児童扶養手当
特別障害者手当		
家屋を対象とした業務	上下水道局下水道整備課	下水道受益者負担金(分担金)徴収猶予
	産業振興部商工貿易振興課	被災中小企業者等再建支援業務
		被災中小企業者等事業継続支援金業務